

令和6年6月17日

小松島市中学校保護者のみなさま

小松島市中学校校長会会長 西山伸二
小松島市中学校体育連盟会長 沖 建治

小松島市中学校熱中症対策ガイドラインについて

向暑の候、日頃は小松島市中学校教育にご理解とご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、この度徳島県教育委員会から「学校における熱中症対策ガイドライン（令和6年5月）」が示されました。これは、年々厳しくなる暑さ等から、気候変動適応法の改正により関係省庁の連携の元、環境省・文部科学省により「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き追補版」（令和6年4月）が作成されたことによるものです。そこで、このガイドラインに沿って小松島市教育委員会と協議し、小松島市中学校では次のように熱中症ガイドラインを定めましたのでお知らせいたします。

- 1 判断基準として、環境省「熱中症予防情報サイト」（徳島）を確認し、暑さ指数（WBGT）が31以上（体育館基準）の場合は屋内・屋外とも活動を原則中止する。活動をする場合は屋内の空調設備等、安全な環境が保てる場所で行う。
- 2 暑さ指数が31未満の場合であっても、活動場所の状況によっては運動を中止する。
- 3 特に運動部活動は体育よりも運動強度が高いこと等から、事前の健康チェックやこまめな水分補給に留意する。

*詳細については裏面に掲載しています。



環境省「熱中症予防情報サイト」（徳島）